

とよなかパートナーシップ宣言
市民公益活動が拓く豊かな地域社会づくり

豊中市 市民公益活動推進指針

平成15年(2003年)3月

目次

はじめに	2
（1）指針の目的	2
（2）指針の構成	2
（3）指針で使う主な用語や概念の定義・留意点	3
1．指針のめざしていること	6
（1）市民公益活動推進の意義	6
（2）市民公益活動推進の基本姿勢	7
2．推進の方針と具体的方策	10
（1）市民公益活動推進方針	10
（2）活動環境・活動基盤整備	11
（3）協働事業の推進	14
（4）推進体制の整備	16
3．今後の検討課題	18
（1）総合推進の根拠となる条例の制定	18
（2）市民運営「基金」設置の検討	18
（3）市民がつくる「市民活動センター（仮称）」の検討と支援	19

豊中市

はじめに

豊中市は、地域社会を構成しているさまざまな主体がそれぞれの特性や役割を生かし、連携して「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり(第3次豊中市総合計画)」を進めることとしています。そのためには、これまでのような行政中心の公共領域運営の仕組みを見直し、市民が積極的に参加し「新しい公共の考え方を生み出し、共有し、運営できる仕組みづくり」が必要です。

こうした取組みのもとで、これまでも豊中のまちで活発に展開されてきた「市民公益活動」が「新しい公共の担い手」として自律的に発展し、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり(第3次豊中市総合計画)」が進みます。同時に、「効率的・総合的な行財政運営の推進(第3次豊中市総合計画)」に寄与することができます。

このような考え方のもと、本指針を策定しています。

(1) 指針の目的

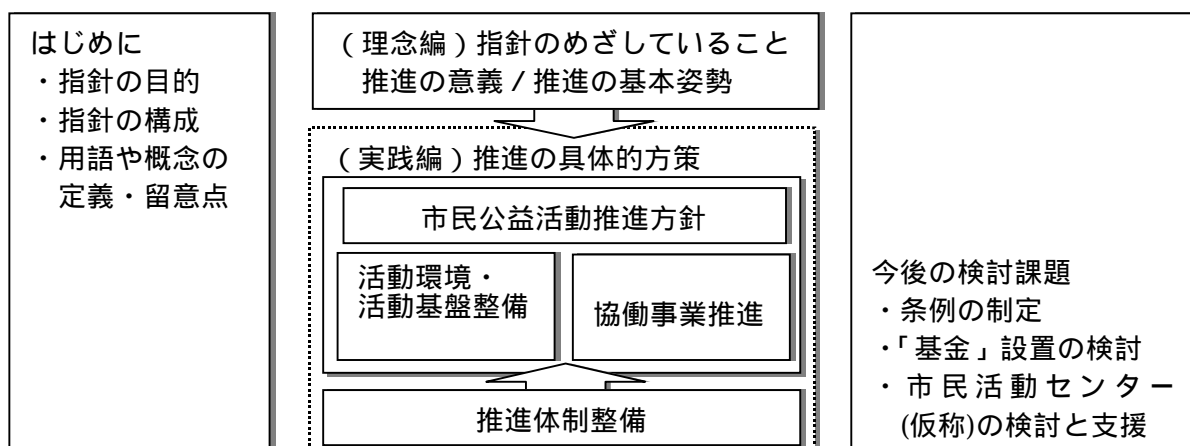
豊中市市民公益活動推進指針は、「市民公益活動」をより活発にし、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」を進めるために、豊中市の基本姿勢や推進方針を明らかにするとともに、総合的・具体的に推進するための方策や仕組み、課題などをまとめています。

- ・ 豊中市は、この指針を第3次豊中市総合計画を具体化するための方策や仕組みと位置づけ、[市民公益活動の推進]と[市民公益活動団体との協働事業の推進]を図ります。
- ・ また、そのために必要な新しい制度や仕組み、体制の整備に努めるとともに、総合推進の根拠・原点となる「市民公益活動推進条例(仮称)」の制定に取り組めます。

(2) 指針の構成

豊中市市民公益活動推進指針は、次の内容で構成しています。

「市民公益活動」を地域社会全体で支え、より活発にすること
公共領域を共に担うパートナーとして市民公益活動団体を位置づけ、協働のまちづくりを進めること



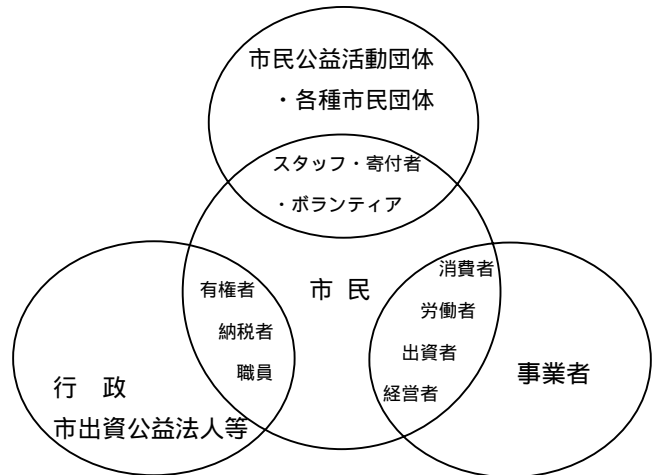
(3) 指針で使う主な用語や概念の定義・留意点

市民は、地域社会の課題を自ら引き受け、解決する主体です。

一人ひとりが、納税し、選挙に参加し、事業者に出資し、事業者として働き、さまざまなサービスや製品を選択し、市民公益活動団体を含むさまざまな市民団体にどう関わるかを選択し、社会に大きな影響を与えているからです。

本指針を構成している基本的な概念を図表化すると、右図のとおりです。

市民自らができることを考え、行動する社会 (= 市民自治社会) の実現を目標に本指針を策定しており、それぞれの用語の定義は次のとおりです。



市民・事業者・行政

市民：豊中市に在住・在勤・在学しているすべての個人

*ただし「豊中市民」と表記した場合は、市内に在住する全ての個人
事業者：営利活動を主目的とする組織または個人

行政：豊中市役所及び豊中の地域社会に係る公共機関

*ただし「市出資公益法人等」と表記した場合は、豊中市役所が出資して設立した財団法人(注)と(社会福祉法人)豊中市社会福祉協議会をいう

(注)(財)とよなか国際交流協会、(財)とよなか男女共同参画推進財団 ほか

市民公益活動

市民公益活動 = 市民が行う社会貢献活動

- ・ 自発性・自主性にもとづく市民活動であること
- ・ 公益増進に貢献していること(注)
- ・ 営利・政治・宗教活動を目的としていないこと(注)

(注)「公益」とは、「私益・互助益」「共益」を超えた社会全体の利益(=不特定多数の第三者利益)をいいます。*「私益・互助益」: 一個人・一組織の構成員のための利益

*「共益」: 組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益

(注)*「営利活動」: 利益を出資者に配分することを主目的とする活動

*「非営利活動」: 利益は目的・事業のために使い、出資者・構成員に配分しない活動

*「政治活動」: 特定の政治理念普及や政治家支援を主目的とする活動

*「宗教活動」: 特定の宗教の普及を主目的とする活動

市民公益活動団体・市民団体

市民公益活動団体：「市民公益活動」に取り組んでいる市民団体

市民団体：その他の市民団体（私益・互助益、共益活動をしている市民団体）

* いずれも法人格の有無は問わない

- ・ 「市民公益活動」を実際に行っている市民団体を「市民公益活動団体」と位置づけします。市民公益活動団体は、特定非営利活動法人に限りません。個人ボランティアで構成しているゆるやかなサークルや任意団体など、法人格を持たない市民団体も含まれます。
- ・ また、互助益や共益を目的とした市民団体が活動の範囲を広げたり、活動の一つとして「市民公益活動」を行う場合もあります。したがって、あらゆる市民団体が「市民公益活動」を担う組織となる可能性があり、その意味からも、あらかじめ市民公益活動団体を特定するのではなく、実際に「公益」活動に取り組んでいるかどうかで判断します。
- ・ このほか、「市民公益活動」は市域を超えて行われることもあります。組織の担い手も豊中市民に限りません。「地域益」を超えた「地球益」ともいうべき活動の視点も大切であり、こうした幅広い活動を、市民・事業者・行政が連携しあって支える地域社会づくりに取り組みます。
- ・ 「市民公益活動」の定義で「自発性・自主性にもとづく市民活動」を要件としているとおり、行政や事業者の下部組織、また、それらが事務局をしている市民団体は「市民公益活動団体」の範囲には含めません。
- ・ なお、事業者が社会貢献活動の一つとして取り組む「市民公益活動」もありますが、この場合も「市民公益活動団体」には含めません。

公共領域

公共領域：地域社会全体で支えるべき領域（まちづくりの領域）

* 私的領域：個人で支える領域（プライベートな領域）

- ・ 個人あるいは家庭や事業所などの単位で問題解決を図る取組みの範囲（＝自助）を私的領域とし、それ以外はすべて公共領域でのまちづくりの対象として一旦受け止めます。
- ・ そして、実際のまちづくりにおいては、自助や共助（＝地域での支えあい）による取組みや公助（＝行政などによる取組み）をどのように組合せ、合意形成の上で取り組んでいくのかが大切です。まちづくりは、人々が生活する地域や社会のあるべき姿を共に考え、その実現に向けて課題を共有し、役割分担と連携のもとでの主体的な取組みです。

協働とパートナーシップ

協働とは、豊中のまちづくりという共通目標にむけて、市民・事業者・市民公益活動団体・行政などのそれぞれの主体が、対等な関係の中で、互いの立場や特性を理解しながら、その実現をめざして共に行動する営みをいいます。

こうした営みを通じて築いていく相互の信頼関係をパートナーシップといいます。

- ・ 協働は、単に目標の達成のために協力しあうだけではなく、協働することで、より効率的・効果的なサービスが提供できる、また、それぞれの主体がより力をつけることができるなどの相乗効果が期待されます。

留意点

「公益／私益・互助益／共益」、「営利／非営利」、「公共領域／私的領域」の境界は、時代や社会経済環境によって変化することから、それぞれを厳密に定義することはできません（状況の変化に応じて見直すことが必要です）。大切なのは、地域社会を構成しているさまざまな主体が自主的に多様な活動ができる地域社会づくりです。

このような考え方から

「市民公益活動」の自主性を尊重することを基本に、その範囲や担い手を行政側が一方的に特定することや、評価することはしないで、
豊中市が施策を実施する（公金を直接的・間接的に投入する）際に、地域社会全体で判断・評価する仕組み（注）をつくります。

（注）市民参加による「第三者機関」を設置して、判断・評価するとともに、その取組み自体も透明性・公開性のもとで行います。

なおこの指針は、検討過程を公開しながら広範囲な意見交換のもとでまとめていただいた「豊中市市民公益活動推進委員会・提言」を元に策定しています。指針の内容や背景にある考え方、留意点などをより細かくご理解いただくためには、「豊中市市民公益活動推進委員会・提言」もあわせてご参照ください。

1. 指針のめざしていること

(1) 「市民公益活動」推進の意義

情報化やグローバル化の進展、地球環境問題の顕在化など、社会・経済環境が大きく変化し、人権尊重、多文化共生のまちづくり、循環型社会の構築などが社会的課題になっています。豊中市内においては、高齢化の急激な進行、少子化や若者層の居住減少など、市民構成が変動し、地域コミュニティの空洞化も見られるようになってきました。また、こうした社会・経済環境やまちの変容が、ライフスタイルや価値観の多様化、新たなニーズを生んでいます。

これらさまざまな分野で進行している変化と課題に対し、これまでのような公共サービスの提供や行財政運営では対応できないことは明らかであり、公共領域運営の仕組みを見直し、まちを再構築する必要があります。

そこで期待されるのが「市民公益活動」であり、推進の意義は次のとおりです。

(「市民公益活動」の可能性)

地域社会を協働して支える主体：市民が政策提言や実践活動をする機会・場
まちづくりの担い手：市民自治と自己責任に基づくまちづくりを推進
コミュニティづくりの担い手：各種市民団体の連携・協働の機会・場
公共サービスの担い手：ニーズに応じた多様なサービスを提供
エンパワーメントと地域活性化：社会参加の機会・場、新たな事業を創出



「市民公益活動」は、これまで行政が担い手とされてきた公共の領域と内容を、市民が積極的に参加し形成する「新しい公共」へと発展させていく可能性を持っています

- ・ これまでの社会システムは、税を主財源に平等・中立に基づき公共サービスを提供する行政、そして出資者への利益配当を前提とし市場性に左右される事業者が中心になって運営してきました。特に公共領域は、政策形成からサービスの実施まで、行政が中心になって担ってきました。
- ・ まちの再構築が必要な今日、市民自らが解決できることを行う「自助」や、お互いが助け合って解決に取り組む「共助」、「共助」では解決できないものを行政などの公共で対応するという「公助」を組み合わせたまちづくりの必要性が改めて問い直されています。
- ・ こうした状況のもと、これまでの公共領域運営の仕組みを見直し、行政や事業者のほかに、社会のさまざまな課題に非営利で柔軟に対応できる市民公益活動団体が、公共領域の新たな担い手として必要になってきました。また現に、公共領域を積極的に担おうとする人や組織が社会状況の変化の中で生まれ育っています。
- ・ このように、市民公益活動団体は新たな公共領域の担い手として、市民自治社会の確立や地域の活性化、これからのまちづくりの原動力であり、ますます重要性を増しています（詳しくは「提言」参照）。

(2) 「市民公益活動」推進の基本姿勢

「市民公益活動」推進にあたり、豊中市の基本姿勢を明確にします。これらは現在進めている行財政改革や市民・事業者・行政の信頼関係づくりとも密接につながっており、「市民公益活動」推進の前提条件ともいえます。

推進目標を明確にする

「市民公益活動」推進の目標

公共領域を共に担うパートナーと位置づけ

「市民公益活動」を地域社会全体で支え、より活発にし
協働のまちづくりを進めます

- ・ 「市民公益活動」推進の目的は、単に活動を活発にするためではなく、地域社会を構成しているさまざまな主体による「協働とパートナーシップにもとづくまちづくり」の一環として取組み、住みよい豊中の地域社会（第3次豊中市総合計画の構想）を実現することにあります。
- ・ したがって、「市民公益活動」の推進にかかる制度や仕組みは「まちづくりの手段」であり、それ自体が自己目的化しないように取組みます。
- ・ 地域社会全体で「市民公益活動」を支えることが大切であり、いつでも新しい市民公益活動団体が参入できるよう取組み内容の透明化を図るとともに、施策や制度が特定団体の既得権につながらないように取組みます。

推進のためのそれぞれの役割をふまえる

市民・事業者・行政が、それぞれの特性や役割に基づく協力をすれば、自主的に公共領域を担おうとする「市民公益活動」を社会全体で支え、発展させていくことができます（市民公益活動団体自体の自助努力も大切です）。

行政は、公共領域の担い手である「市民公益活動」の推進のため、活動環境・活動基盤整備の取組みを、市民参加のもとで総合的・計画的に実施します。

- ・ 行政は、法制度上、公共領域の主たる担い手と位置づけられてきたことから、公共領域に関わる情報や財源、施設などをほぼ独占的に管理してきました。これらの社会資源を、市民公益活動団体と共有していくための取組み（＝活動環境・活動基盤整備）を進めます。

市民には、地域社会に関心を持ち、自らまちづくりに参加するとともに、「市民公益活動」への理解を深め、活動の推進に積極的に協力することが望まれます。

- ・ 市民は地域社会のあり方を決める主体であると同時に、そのための課題を自ら引き受け、解決する主体でもあります。地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動することが大切です。
- ・ 「市民公益活動」の担い手は市民です。積極的に活動に参加することが求められます。また、直接的に参加できない場合であっても、その意義や内容に関心を持ち、応援することが大切です。

事業者には、地域社会の構成員として、市民・事業者・行政による協働のまちづくりの推進に努めるとともに、「市民公益活動」の推進に寄与することが望まれます。

- ・ 事業者は、製品やサービスの供給、雇用の創出などによって社会貢献しています。また、資金や物の寄付といった形で「市民公益活動」を応援している事業者もあります。
- ・ 今後は、経済活動の範囲で社会貢献するだけでなく、事業企画立案のノウハウ、人材派遣、融資など、事業者が蓄積してきた豊富な経験を「市民公益活動」に提供することが望まれます。
- ・ また、新たな市民ニーズに対応し、事業者と市民公益活動団体が連携した公共的サービスの創出も期待されます。

市民公益活動団体には、自らの活動が社会的評価を問われるものであることを自覚し、積極的に情報発信していくことが望まれます。

- ・ 公共領域に関わる活動は、社会的評価が問われます。市民公益活動団体自ら、積極的に理念、活動、運営内容を社会に公開することが求められています。
- ・ そうすることで、市民・事業者・行政の理解と協力が得られ、活動や運営のあり方を問い直すことができ、より有意義な活動や安定した運営が可能になります。

各主体の特性が生かしあえる協働関係をつくる

行政 = 公平性・中立性に基づく安定したサービス提供ができる反面、合意形成に一定の時間を要するなど、機動的な活動を行いにくい。

事業者 = 効率的な組織運営により、社会・経済環境の変化に対応したサービス提供ができる反面、費用対効果や市場性にしばられます。

市民公益活動団体 = 多様な価値観に基づき、ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができるが、豊中市内の現状では、財源・人材・組織の脆弱さも見受けられ、安定した活動が続きにくいなどの弱点も見られます（提言参照）。

* これらそれぞれの特性が生かしあえる協働関係づくりに取り組みます。

- ・ 「公共領域を協働して担う」仕組みづくりにあたっては、それぞれの主体の特性が生かしあえるよう取り組みます。「市民公益活動」を行政の肩代わりができる活動ととらえると、良好な関係がつかれず、下請け的利用や相互依存体質を植えつけることになるからです。

支援と協働の関係性をふまえる

支援は「協働推進のための条件整備手法」と位置づけます。

活動の自律的発展のために「側面的支援 = 活動環境・活動基盤整備」を行います。

- ・ 現在、市民公益活動団体が置かれている活動環境や活動基盤が脆弱な状況にあるため、協働推進の対等なパートナーとして市民公益活動団体が自律的に発展できるよう「側面的支援 = 活動環境・活動基盤整備」を行います。
- ・ 支援は対等な関係のなかで協働していくために必要なもので、協働するための仕組みや場が開かれていてこそ有効であり、支援だけが目的化しないようにします。
- ・ 市民公益活動団体も、公共領域の担い手としての力量を形成するために、さまざま支援を受けていることを認識し、支援の成果、活動の成果などを広く社会に公開し、評価を受け、共有化を進めることが求められています。

さまざまな活動を視野に入れて取組む

市民・事業者・行政によるさまざまな活動や協働の取組みは、今後、まちづくりやコミュニティのあり方、公共領域運営の仕組みなどを変える可能性を持っています。

これらの幅広いさまざまな活動を視野に入れながら、市民公益活動団体と「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」を進めます。

- ・ 市民公益活動団体が公共領域の担い手として、事業やサービスなどを効果的・継続的に行うためには、その背景に、各種の市民団体や事業者のさまざまな活動が活発に行われ、また、誰もが市政に参加・参画できる仕組みが必要です。
- ・ これらのさまざまな活動が保障されている地域社会のもとで、市民公益活動団体が育ち、地域社会に根付き、協働の取組みが進みます。
- ・ また、事業者が社会貢献活動として行う場合もあります。このほか、コミュニティビジネスなど、これまでの営利・非営利の概念を超えた活動も見られるようになってきました。また、「市民公益活動」が新しい市場を生み、事業者と協働した取組みも始まっています。
- ・ さらに、「公益」を「不特定多数の第三者利益」と位置づけていますが、特定少数の利益が間接的に社会の「公益」につながる場合もあります（難病の人を支える活動など）。生活者の人権保障を根底に置いた地域社会づくりのもとで「市民公益活動」も発展します。

その他、留意点や課題等

行財政改革と連携した取組みを推進します。

- ・ 公共領域運営の仕組みの見直し 多様な主体が協働して担えるシステムづくり
 - ・ 職員の意識改革 協働型職員の育成（後述）
- 憲法と地方自治法の趣旨をふまえ透明性・公開性のもとで取組みます。
条例制定の必要性（後述）

公共課題・地域課題の共有ができる仕組みの充実に努めます。

- ・ 市民・事業者・行政が日常的に協議できる仕組みづくり
 - ・ 協働のプロセスの明確化
- ・ 「市民公益活動」との協働は、行政の自己改革プログラムと位置づけ、現在の公共領域運営の仕組みを見直すことや職員の意識改革を進めることなど、行財政改革と連携して進めます。
- ・ 「公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業」に対する行政の干渉排除と公費濫用防止をうたった憲法第 89 条、また、行政が「公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」とうたった地方自治法第 232 条の 2 に対応できるよう、透明性・公開性のもとで取組みます。
- ・ 市民・事業者・行政が地域社会の諸課題を日常的に協議できる仕組みや場の充実が必要です。それぞれが主体性を発揮して意見交換をすることが、協働のそもそもの出発点だからです。そして、どのような役割分担や連携をしていくのか、誰が担うべきなのかを協議し合意形成が図れる仕組みづくりに取組みます。
- ・ 市民・事業者・行政が公共的課題を把握し共有する段階、誰がそれを担うのかといった協働に至るまでのプロセス段階、協働の実施段階、そして、協働事業後の成果を評価し共有する段階と、協働のまちづくりを進めるための一連の流れを明確にして「市民公益活動」の推進に取組みます。

2 . 推進の方針と具体的方策

(1) 市民公益活動推進方針

前章「市民公益活動推進の基本姿勢」のもと、次の方針に基づき推進を図ります。

「協働の原則」を遵守して進める

(協働の原則)

目的の共有

公共的課題の解決をめざし、協働する目的と内容を共通認識すること

対等性の確保

公共領域の担い手として、対等なパートナー関係をつくること

相互理解の推進

協働するパートナーの特性や役割を認識し、相互理解を深めること

自発性・自主性の尊重

自主・自立の活動であることを認識し、活動の自発性や多様性を尊重すること

透明性・公開性の確保

協働のプロセスと内容が広く市民に開かれているとともに、要件を満たせば、誰もが協働関係に参画できること

情報公開と市民参加のもとで推進する

施策の構想・企画立案段階から決定・実施・評価のすべての過程を情報公開しながら、市民参加のもとで推進します。

協働のまちづくりに役立つさまざまな情報を、市民・事業者・市民公益活動団体にわかりやすく提供しながら推進します。

- ・ 行政の財源は市民から信託された公金であり、「市民公益活動」推進施策は、したがって社会全体による推進と認識し、情報公開と市民参加のもとで取組みます。

全庁的・総合的・具体的に推進する(詳しくは「推進体制の整備」参照)

「参加と協働」を基本姿勢とする組織・政策づくりのもと、全庁的・総合的・具体的に取組みます。

- ・ 「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」にふさわしい組織づくり、政策づくりに努め、「市民公益活動」の推進を全庁的に取組む課題として認識して取組みます。
- ・ 各部局において「市民公益活動」との関わりの現状と課題を把握し、総合的・具体的に推進します。

活動のタイプや組織の発展段階に応じた施策を展開する

(市民公益活動団体の発展段階)

- [1] 組織形成前段階...賛同者を集め、自律的なグループ化をめざしている段階
- [2] 初動期...組織化しているが、まだ継続的・安定的活動の実績が乏しい段階
- [3] 成長期...継続的・安定的に組織活動を継続している段階
- [4] 発展期...専門性を生かした継続的・安定的活動の領域をさらに広げていく段階

- ・ 「市民公益活動」には、事業型や提言型などさまざまなタイプがあります。活動や組織の程度も、個人のゆるやかな集まりのまま、余裕時間を気軽に人の役に立つことに使うものから、専門性・事業性を高め、安定した活動をめざすものなど、さまざまな段階があります。(ただし、これらの分類は施策適用のためであって、市民公益活動団体を格付けしたものではありません)
- ・ これら「市民公益活動」の多様性と組織の発展段階に応じた施策を展開します。

社会的な評価のもとで推進する

推進施策の実施（公金投入の是非）にあたっては、地域社会全体で判断します。

- ・ 「第三者機関」による判断・評価システムの導入と情報公開

市民公益活動団体の「自己評価」の推進を支援します。

- ・ 「市民公益活動」推進施策は、その是非や評価を地域社会全体でできるよう、市民参加による「第三者機関」を設けて実施するとともに、その判断・評価内容を情報公開します。
- ・ 公金投入に際し評価が必要となる例：補助、委託、市民公益活動団体情報の登録や信用保証、表彰、公共施設の優先利用など
- ・ 市民公益活動団体は、積極的に活動内容を公開・アピールすることで、活動の自律的発展と社会的支援が促進されます。行政は、市民公益活動団体自身による「自己評価」の情報提供を支援します。

(自己評価のメリット)

団体の思いや活動内容を発信する機会 / 市民公益活動団体が提供するサービスを受けようとする人への情報提供 / 資金・財産・労力・専門知識などを提供しようかと考えている市民・事業者・助成財団・他の市民公益活動団体等への情報提供 / 行政の推進施策の適用可否判断への情報提供 / 事業や組織の改善を図る機会

(2) 活動環境・活動基盤整備

情報提供と情報受発信の基盤づくり

活動推進・協働推進に役立つ情報を提供します

活動情報 活動支援情報 行政情報

多様な主体が双方向で情報の受発信ができる基盤づくりを進めます

- ・ 「市民公益活動」の意義と活動内容をデータベース化しながら、活動の推進と協働に役立つ情報を一元化して広く市民・事業者・市民公益活動団体へ情報提供します。

活動情報：市民公益活動団体の活動内容・提言、各種募集や自己評価内容など

活動支援情報：各種財団や事業者などによる支援制度（資金・物資・場所・労力・人材育成など）

行政情報：各種行政関連情報や公共施設・政策課題情報、補助や委託等の情報、各種調査報告など

- ・ いつでも誰でも情報が入手できるようにしながら、市民公益活動団体と市民・事業者・行政、市民公益活動団体同士が双方向で情報の受発信ができるような情報基盤づくりを進めます。
- ・ 情報提供媒体の多様化、多言語化など、情報バリアフリーに配慮します。
- ・ 情報提供と同時に活動相談ができる仕組みや場の充実に努めます。

（課題）：市民公益活動団体の信用保証情報の提供（仕組みづくり）/市民公益活動団体自身による情報交流基盤整備の推進と行政支援

拠点・場所・器材

活動拠点・活動場所・活動器材などの支援に取組みます。

公共施設・器材利用の改善 各種民間施設の活用促進

公共施設の転用や開放、協働運営を検討します。

活動拠点・活動場所・活動器材などの支援

公共施設・器材利用の改善による支援の促進

- ・ 施設・器材利用情報の一元化を進めます。
- ・ 施設のバリアフリー化を進めます。
- ・ 運営への市民参加を進めながら、利用手続きの改善に取組みます。

（課題）：分野・施設による利用要件や料金・減免制度などの条件相違の解消検討 / 現行設置条例の見直し

- ・ センター機能を有する施設（目的館）と地域活動拠点施設の役割明確化と連携のあり方を検討します。

目的館：すてっぷ、国際交流センター、青年の家、生活情報センターくらしかん など

地域活動拠点：地区会館、共同利用施設、コミュニティルーム（学校余裕教室）など

- ・ 各目的館における「市民公益活動」支援機能を一元化して情報提供します。
- ・ 地域活動拠点施設の場所・利用方法などを一元化して情報提供します。
- ・ これらの取組みをとおして、多岐にわたる「市民公益活動」の拠点・場所・器材の支援方策の充実に取組みます。

各種民間施設の活用促進

- ・ 市民団体が設置した地域活動拠点施設「自治会館」、事業者の空店舗や市民の空家が、「市民公益活動」の拠点、活動場所として提供されるよう誘導する仕組みを検討します。
- ・ 市民公益活動団体自らが設置する（した）拠点への支援を検討します。

公共施設の転用や開放、協働運営の検討

- ・ 遊休施設や施設の一部を、市民公益活動団体が事務所拠点として利用できるよう、公共施設の転用や開放の検討を行います。

- ・ 休館日や早朝深夜の利用使用へも対応できるなど、施設の柔軟運用や市民公益活動団体による自主運営、行政との協働運営の可能性について検討します。

以上の趣旨実現と検討のため、モデル的に小学校区を1つ選び、その範囲内の公共施設(目的館・地域活動拠点)の運営の改善や連携の方法、各種民間施設の活用促進などの社会実験を、市民公益活動団体・市民団体・事業者・地域住民と協働して取組みます。

人材育成・確保

人材育成のための機会を提供・開発します。
人材確保のための条件整備を進めます。

「市民公益活動」の担い手の育成や人材確保は、団体自らが主体的に取組むべきものです。行政は、その主体的な取組みを、専門性や実績などを有する市民公益活動団体・市出資公益法人等・大学・事業者などの協力のもと支援します(人材育成・確保の必要性については「提言」参照)。

人材育成のための機会を提供・開発

- ・ 活動の担い手のマネジメント力を高め、自立につながる研修や講座を充実します。また、講座等による学習成果を実践に生かせる機会や場づくりに配慮します。
- ・ 活動の分野や組織を越えて連携・交流・学習が図れる機会を提供します。
- ・ 人材育成の土壌づくりとして、児童・生徒に対する「市民公益活動」体験学習を推進します。

人材確保のための条件整備

- ・ 市民公益活動団体が人材確保できるよう、社会全体の理解と意識変革につながる啓発を行いながら、市民公益活動団体による人材育成を支援するための条件を整備します。

財源ほか

安定的活動が行えるよう、財源確保のための情報や技術、場を提供します。

(市民公益活動団体の財源の現状) 会費収入、寄付金、事業収入、公的機関の補助金、市民や事業者からの助成金、融資など / 多くの団体の財源は主に参加者・構成者からの持ち出しや会費 / このほか、バザーなどの収益事業があるが不安定 / 公的補助金や助成財団・事業者、市民からの助成金や寄付などを受けている団体は全体から見ると少数

- ・ 行政や市出資公益法人等は公募補助金制度などを積極的に情報収集し、市民公益活動団体に提供します。また、財源を効率的に運用できるようマネジメントなどの研修の機会を設けるなど、市民公益活動団体の安定的な財源確保のため、団体自身による自助努力を支援します。
- ・ また、市民や事業者が市民公益活動団体の存在や活動内容を知る機会を充実させ、市民公益活動団体側の支援要望と市民や事業者側の支援申し出をつなぐ機会や啓発などの仕組みづくりに取組みます。

(3) 協働事業の推進

協働の領域と手法を開発する

既存公共事業やサービスの協働	～ 対等な協働関係の構築～
先駆的・開発型公共事業の協働	～ 企画段階からの協働手法の開発～
公共領域運営改革のための協働	～ 政策立案段階からの協働の仕組みづくり～

- ・ 「 」は、行政が現在行っている事業やサービスを市民公益活動団体と協働するケースです。市民公益活動団体の特性が生かされた対等な協働となるよう（既得権化や下請け的利用にならないよう）、発注に至るまでのプロセスと仕様内容を十分検討し、公正な競争原理と情報公開のもとで取組みます。
- ・ 「 」は、行政がまだ取組んでいない公共的課題を協働するケースで、「市民公益活動」の先駆性・専門性・現場性などが最も生かされる領域です。課題やニーズをひろく市民・事業者・行政が共有し、事業化の必要性や事業実施主体を誰にするかなど十分協議して取組みます。公共的課題を企画段階から協働していく領域であり、推進のルールづくりや手法（公募提案型委託事業の実施など）の開発に取組みます。
- ・ 「 」は、さまざまな主体の役割分担と連携による地域社会づくりを進めるため、公共領域運営の新たな仕組みづくりを協働して開発する領域です。市民公益活動団体はその特性を生かし、公共領域運営改革のための政策提言や公共事業の評価を行うほか、行政をはじめ、さまざまな市民団体や個人ボランティア、事業者等と連携して地域のまちづくりを進めることが望まれます。行政は、政策立案段階からの協働ができる仕組みづくりに取組みます。

補助金制度

「公募制補助金制度」の導入を進めます。 現行の補助金制度の透明化や改善を進めます。
--

- ・ 現在の市民公益活動団体・市民団体対象の補助金は、社会的課題に応じて各分野ごとに制度化されてきたため、今日的な「市民公益活動」推進の見地から設けられたものが少なく、また、新しい団体が参入できにくい現状にあります。
- ・ そこで、新たに「公募制補助金制度」の導入を進めます。複数の市民公益活動団体が応募でき、開かれた審査の元で決定し、その成果についても社会全体で評価できる制度です。
- ・ この「公募制補助金制度」は、原則として、組織の発展段階に応じたメニューと補助対象事業の計画・実施・評価の各段階での専門的助言を組合せ、自立化を促進するものとします。
- ・ 同時に、現行の補助金制度の交付基準・申請手続及び補助結果の積極的公開や、社会の変化に応じた制度の見直しを進めます。

(課題):「公募制補助金制度」と既存の分野ごとの補助制度との整合性 / 市民運営「基金」(後述)との役割分担 / 提案公募型委託事業(後述)との役割分担の明確化

税の減免・融資制度

税の減免制度の検討や民間融資促進に取組みます。

- ・ 市民公益活動団体の多くが対象となる法人市民税や固定資産税などの減免制度の検討を進め

ます。

- ・ 民間金融機関などの融資制度がより充実するよう働きかけるとともに、社会全体の理解と支援（市民・事業者による寄付）を広げるための啓発活動に取組みます。

行政事業の委託

協働事業推進の観点から、委託に関する考え方を再構築します。

委託事業を進める視点や判断基準を明確にします。

参加機会の拡大と情報公開を進めます。

「提案公募型委託事業」の導入を進めます。

委託結果を評価する仕組みを検討します。

委託に関する考え方の再構築

- ・ 委託は、より質の高い実施が可能な者の協力を得て行政事業を実施する手法です。
- ・ したがって、市民公益活動団体への委託は、その専門性や現場性などを生かした公共サービスの向上のためであると認識し、対等性を確保し協議のもとで取組みます。
- ・ 行政が直接すべきこと、市民公益活動団体や民間に任すべきこと、委託すべきことなど、事前に充分検討して取組みます。

委託事業を進める視点・判断基準の明確化

- ・ 市民公益活動団体への委託基準は「協働の判断基準」と考え、事業者、市民公益活動団体も同じ基準で委託することを原則に、明確で客観的な判断基準づくりに取組みます。
- ・ 行政からの委託だけに頼らない財政力がある市民公益活動団体を選ぶため、一定の外形的基準の導入を検討します。
- ・ 委託先は、原則として公募し選考も公開で行います。選考にあたっては、「市民公益活動」を熟知した人を審査者に加えるなど、信用性の高いシステムづくりに努めます。
- ・ 市民公益活動団体を優先すべき分野、随意契約すべき業務などを明らかにし、公開します。
- ・ 仕様内容は「市民公益活動」の特性が生きるよう、受託先と協議のうえ確定します。また、委託事業により得られる成果やノウハウの帰属についても協議のうえ確定します。
- ・ 事業の継続や廃止、また委託先の継続や変更などについても、特定の市民公益活動団体の既得権につながらないよう、また、広く参加機会が保障できるよう、透明性・公開性のもと協議のうえで決定します。

参加機会の拡大と情報公開

- ・ 現在の公募によるコンペ方式により、競争性と公開性を確保するとともに、情報公開を積極的に行い参加機会の拡大と参加しやすい工夫を行います。
- ・ 市民公益活動団体の存在や業務執行能力等に関する情報が行政各部署で共有できるよう、委託を希望する市民公益活動団体を登録制にするなどの検討を行います。

提案公募型委託事業の導入

- ・ これまでの行政事業の委託は、仕様内容を行政があらかじめ決めてから発注するもので、結果的に「市民公益活動」の専門性や現場性が生かされにくい場合が多くあります。また、企画コンペを実施しても、発注部局の業務領域や仕様内容の枠を越える提案は採用されないケ

ースがほとんどです。

- ・そこで、複数分野にまたがる課題や行政がまだ取り組んでいない課題などに対し、複数の市民公益活動団体に事業企画提案を求め、公開審査のうえで、事業内容と委託先を決定する制度（＝提案公募型委託事業）の導入を検討します。

委託結果を評価する仕組み

- ・委託がどのように使われたのか、結果を公開します。また、第三者機関が委託の結果報告を受けて評価し、行政に最終報告するなどの仕組みづくりも検討します。

まとめ：さまざまな推進方策について（「提言」から）

環境基盤づくりや協働事業の推進方策は多様であり、課題もたくさんあります。ここでは、さまざまな方策と留意点や改善点をまとめています。

手法	内容	具体例	留意点・改善の方向・案
委託	行政責任で市民公益活動団体が実施する事業で、行政が直接実施するより質の高いサービスとなる場合に採用	各種サービス/施設管理運営/調査研究/相談等	プロセス・仕様内容の共有/参加応募の公平性確保/提案公募型委託制度の導入
補助金	市民公益活動団体事業の公益性が認められる場合、行政が支出するもの	事業補助/団体補助	既存制度の見直し/公募制度/評価制度/サンセット方式
基金			* 市民が運営する基金の検討
負担金	行政が、参加している実行委員会や会員となっている組織へ支払うもの	実行委員会負担金/各種会費	基準の明確化/情報公開/評価制度の検討
融資			* 検討課題
税減免	現在の豊中市の市民公益活動団体に対する税の優遇は、特定非営利活動法人に対する法人市民税の減免	法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税	* 検討課題
後援	市民公益活動団体事業について、行政も趣旨に賛同し信用保証を行う	発表会/研修会/講演会/イベント/シンポジウム	基準の明確化/情報公開/評価制度/事前協議の充実
共催 共同実施	市民公益活動団体及び行政が、それぞれの主体の独立は維持したまま、事業を共同主催する		
実行 委員会	市民公益活動団体及び行政が事業実施のため、人材や資金などを出し合っ て新たに組織をつくり実施する		
公共施設 設備提供	会場等の減免・優先使用など 遊休施設の転用検討		施設運営見直し/施設ネットワーク 運営主体検討（公設民営等）
情報	広報媒体（広報誌・ホームページ）で普及啓発 顕彰（コンクール・表彰）		事前協議/市出資公益法人等活用
	広報スペース（ちらし置き場、広報誌、ホームページ）の提供		施設柔軟運営/市出資公益法人等活用/媒体の積極的開放・運用のルールづくり
人材	講師・人材派遣、人材交流	講師派遣/研修・セミナー/ 共同開催/人材派遣/人材交流	カリキュラム化/市出資公益法人等活用/ 受講修了者の活用/人材派遣・交流制度の 充実など

（４）推進体制の整備

全庁的・総合的・具体的推進の仕組みづくり

主管課の役割を明確にし、全庁的・総合的・具体的推進の仕組みづくりを進めます

- ・全庁的に取り組むべき政策課題であり、主管課は施策の立案・実施だけではなく、庁内各部署

の関連施策の推進調整を行います。

- ・ 活動の推進と協働の取組みを、行政各分野・各部局において実施するとともに、横断的連携が図れる仕組みの充実に努めます。
- ・ 特に新規施策の立案・実施にあたっては、市民・事業者・行政・市民公益活動団体が協議できる仕組みや場づくりを確保します。
- ・ 推進方策の進行管理と充実のため、この推進指針に基づき、事業・施策・制度・評価結果などをまとめ、毎年公開します。

市出資公益法人等の役割の明確化と協働の促進

市民公益活動団体・市出資公益法人等・行政それぞれの特性を活かしあえる協働関係づくりを進めます。

「市民公益活動」の支援・協働の役割を明確にし、機能の充実に取組みます。

- ・ 市民公益活動団体・市出資公益法人等・行政が、それぞれの特性を相互尊重し、役割分担や連携方策の明確化を図るとともに、課題が共有できる仕組みづくりに努めます。
- ・ 市出資公益法人等には、次の「市民公益活動」支援の役割があることを再確認するとともに、市民公益活動団体との協働の取組みや運営参加ができる開かれた組織づくりが望まれます。
 - (1)活動の担い手となる市民や市民公益活動団体の支援・育成（サポート機能）
 - (2)行政と市民公益活動団体とのパイプ役
 - (3)市民公益活動団体、事業者・行政・大学など教育機関との連携（コーディネート機能）
- ・ 行政は、市出資公益法人等との協議を充実させながら、「市民公益活動」と市出資公益法人等の協働の取組みから出された意見や課題が政策・施策等に反映させる仕組みづくりの充実に取組みます。
- ・ 市出資公益法人等の役割と機能の充実、自律化に向けた推進方策を、市出資公益法人等の主体的な取組みや協力のもとに検討します。その中で、出向行政職員の配置や役割の見直し、民間人の積極的登用や多分野・他セクター間及び市出資公益法人等間の人事交流や機能的連携の仕組みづくりに取組みます。

「協働型」職員の育成と人材の交流・登用

協働推進の要となる職員を育成します。

- ・ 総合的・具体的な推進を図る仕組みが効果的なものとなるためには、担当職員がこの指針の趣旨や展開方策についての的確に認識することが欠かせません。「参加と協働」のまちづくりにふさわしい職員の育成に努めます。
- ・ 「協働型」職員育成に役立つ職員研修や市民公益活動団体との人材交流の推進、また、市民公益活動団体・事業者・大学など、民間の人材登用を進めます。

「協働型」職員に求められる資質（「提言」より）

「市民公益活動」の多様性への理解 / 市民公益活動団体がパートナーであるということの認識 / 市民や市民公益活動団体が発する情報や問題提起を受け取る力 / 多様な機関・人の参加・協力を促す調整力 / 行政・市民公益活動団体・事業者の比較優位性を認識し協調できる力 / 何事にも前向きに取り組む積極性 / コミュニケーションスキル / 豊かな感性

3 . 今後の検討課題

(1) 総合推進の根拠となる条例の制定

制定の意義

- ・ 市民公益活動団体を、公共領域を共に担うパートナーと位置づけ、総合的・効果的に協働推進していくことを明確に位置づける
- ・ 法的な位置づけで行政に実施責任を課し、継続的に協働を推進する根拠とする
- ・ 市民・事業者・行政・市民公益活動団体が目的と内容を共通認識し、対等性を確保しながら協働を進める際に、常に立ち返る原点とする
- ・ 上位法（憲法第 89 条、地方自治法第 232 条の 2 ）に対応し、透明性・公開性を確保する

これまでの取組みの積み重ねと市民参加のもと、速やかな制定に取り組めます。

- ・ この指針の策定・公表
- ・ 財源・推進体制などの具体的検討と環境整備
- ・ 市民参加による条例案の検討

- ・ 全庁的な政策課題として認識し、市政運営の基本となる条例であるとの位置づけをします。
- ・ 具体的な推進施策が盛り込まれた、継続的に協働を推進する根拠となるものにします。
- ・ 「市民公益活動」を取り巻く状況の急激な変化に対応するため、定期的又は臨機に見直す仕組みを検討します。

(2) 市民運営「基金」設置の検討

「提言」で提案された基金の概要

- ・ 設置・運営：市民（民間）運営の自立化と第三者機関による助成先決定
- ・ 原資拠出者：市民・事業者・行政・市民公益活動団体
- ・ 主な事業：助成（組織立ち上げまたは事業立ち上げ支援 継続事業支援）/貸付（事業継続支援）/基金存続のための自主事業の展開
- ・ 留意点：行政的な「公益」判断枠にしばられないこと/経営感覚の導入
- ・ 行政に求められていること：原資の一定負担/基金運営への税の減免制度/信用保証/場所の提供など
- ・ 課題：市民・事業者から積極的に寄付などが集まる工夫

- ・ 活動資金の支援は、行政直轄による補助金制度だけではなく、社会全体から積極的に寄付などが集まる制度の検討が必要です。「提言」は、行政が管理運営する基金ではなく、市民公益活動団体が集まり、事業者や専門家などにも呼びかけ自主運営していく基金制度を提案しています。
- ・ 行政は、税の減免制度の検討や民間融資促進のための啓発に取り組みながら、市民・事業者・市民公益活動団体と協力して「基金制度」の構想づくりに取り組めます。

(3) 市民がつくる「市民活動センター（仮称）」の検討と支援

市民公益活動を推進するために必要な仕組みや場の例（「提言」から）

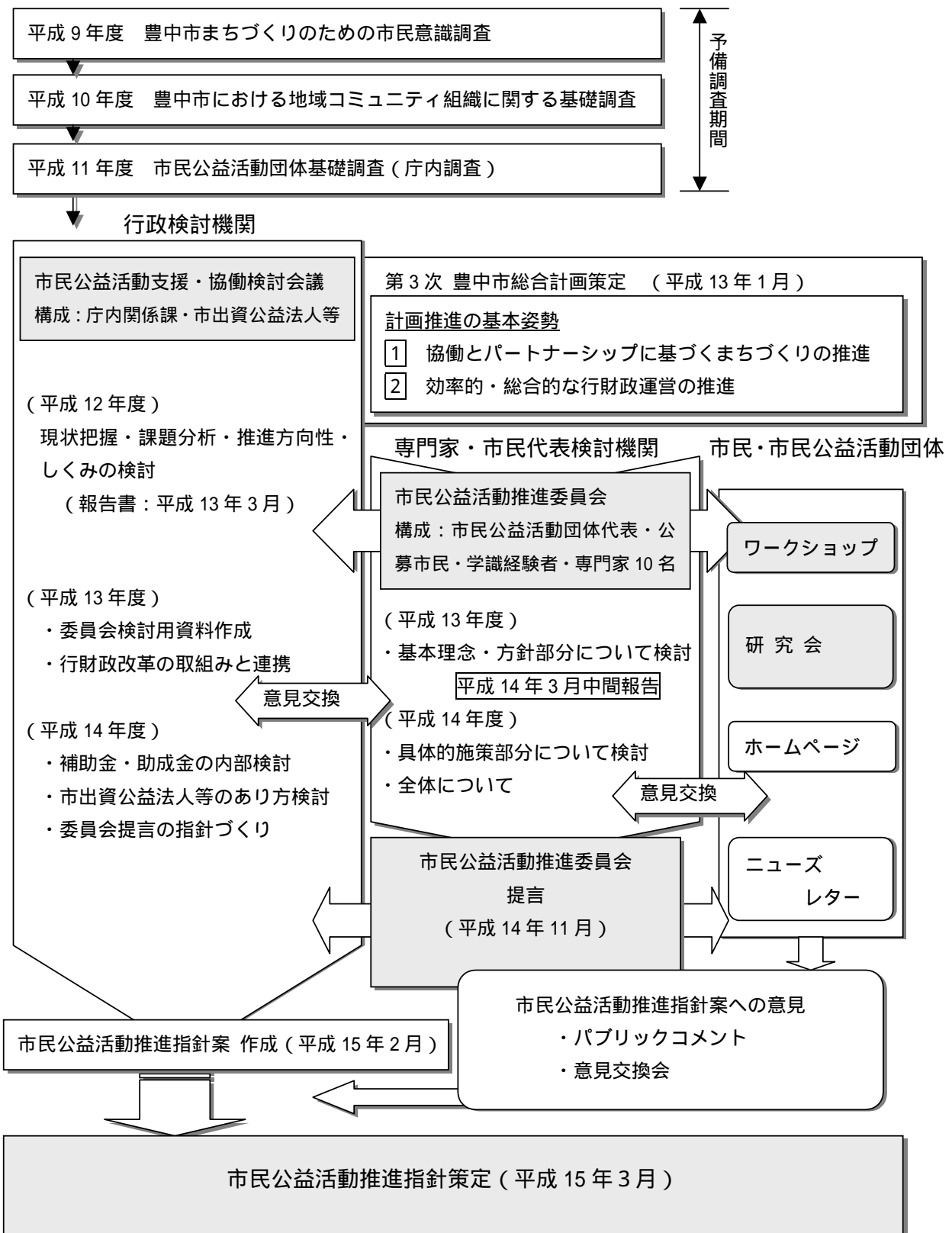
情報機能	分野別、対象別など散乱している「市民公益活動」の情報の収集と一元化
	社会の動き、団体や人材の情報、ノウハウの蓄積
	市民公益活動団体が信頼を得るための情報発信
	ボランティア活動希望の市民、協働・委託先を求める行政や事業者への適切な情報提供
場の機能	バラバラに活動している市民公益活動団体が出会い、お互いの活動を知り、理解する場
	市民が気軽に立ち寄れる場、誰か(団体や活動、人材)に出会える場、相談できる場
	活動への参加のきっかけづくりとなる場
	学習の場
	多様な団体・機関が集い、特定のテーマ、共有化が必要なテーマについて定期的、継続的に議論する場
	地域のネットワーク形成の機会づくりとなる場
	多様な市民公益活動団体が集積することによる情報発信力の強化、問題解決力、事業開発など協働のプラットフォーム化
サポート機能	活動の担い手となる市民や市民公益活動団体の育成・支援
	市民公益活動団体の財政や運営に関する相談対応、コンサルティング
	事業評価
コーディネート機能	他分野の市民公益活動団体間、市民公益活動団体と事業者、行政、教育機関等の連携促進
	協働のための有機的なネットワーク形成
調査研究機能	公共的課題・地域課題、ニーズの把握
	市民公益活動団体の現状、課題、実績の把握
	協働を可能にする領域、方向性の研究
	市民や市民公益活動団体の思い、ニーズを反映した政策提言
インターミディアリー機能	行政の補助金などの見直しと一元化の検討
	市民や事業者など支援者と市民公益活動団体との調整
	「市民公益活動」促進のための新たな基金の創設
	市民公益活動団体の信頼性の保証

- ・ 豊中市や市出資公益法人等は、これまでも社会的課題に応じて、上記の仕組みや場の一部または全部を提供してきました。また、こうした行政や市出資公益法人等の取組みに連携する形で市民も積極的に関わってきました。
- ・ さらに最近では、従来の課題別の仕組み・場を越え、市民公益活動団体同士が協力して支えあえる場・仕組み（以下「市民活動センター（仮称）」とします）を、「市民公益活動」に取り組む市民自身がつくる動きが生まれてきました。
- ・ 行政や市出資公益法人等は、こうした自主的な取組みを尊重し、構想づくりを積極的に支援するとともに、既存の仕組みや場との役割分担が明確で機能的な連携がとれる関係づくりをめざします。
- ・ また、「市民活動センター（仮称）」が、近隣の行政設置市民運営の市民活動センターや「市民公益活動」支援の専門性が高い組織と連携した場・仕組みになるよう、積極的に情報提供をしながら、以下の課題について一緒に協議でき、具体化に向けて検討できる仕組みをつくります。

検討課題（提言から）

- (1) 創設の必要性 (2) 創設の目的 = 果たすべき役割 (3) 求められる機能
 (4) 既存の公共施設や市出資公益法人等との関係 (5) 設置主体 (6) 財源
 (7) 創設場所 (8) 運営方法と運営の担い手 (9) スケジュール

豊中市市民公益活動推進指針策定までの経過



発行：豊中市
作成：平成15年（2003年）3月
担当：市民生活部 市民活動課（市民公益活動支援・協働検討会議 事務局）
連絡先・問合せ 〒560 - 0022 豊中市北桜塚2 - 2 - 1
豊中市立生活情報センターくらしかん
電話 06-6858-5751 / F A X . 06-6858-5095
ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/npo/>
e メール npo@city.toyonaka.osaka.jp